

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 31 日 (火) 第 706 号 の 14



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (自然保護課取扱い) 1
- 鹿児島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (自然保護課取扱い) 1

規 則

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第42号

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立自然公園条例施行規則 (昭和33年鹿児島県規則第112号) の一部を次のように改正する。

第 8 条 第 2 項 各 号 列 記 以 外 の 部 分 中 「 書 類 」 の 次 に 「 (運 輸 施 設 に 関 す る 公 園 事 業 に あ つ て は , 第 4 号 に 掲 げ る 書 類 を 除 く 。) 」 を 加 え る 。

第 17 条 第 20 号 中 「 電 話 線 又 は 」 を 「 電 話 線 若 し く は 」 に 改 め , 同 条 第 22 号 中 「 設 備 を 」 を 「 工 作 物 (当 該 電 柱 の 色 彩 と 同 等 と 認 め ら れ ない 電 柱 の 支 柱 を 除 く 。) を 新 築 」 に 改 め , 同 条 第 25 号 中 「 防 除 」 の 次 に 「 若 し く は 当 該 防 除 に 係 る 調 査 」 を 加 え , 同 条 第 25 号 の 3 中 「 た め に 」 を 「 目 的 で 」 に , 「 柵 又 は 」 を 「 柵 」 に 改 め , 同 条 第 65 号 中 「 事 項 」 の 次 に 「 (正 当 な 理 由 が な く て 行 う 場 合 を 除 く 。) 」 を 加 え , 同 条 第 68 号 中 「 森 林 」 の 次 に 「 , 牧 野 , 草 原 若 し く は 農 地 」 を 加 え , 同 条 第 70 号 中 「 防 除 」 の 次 に 「 又 は 当 該 防 除 に 係 る 調 査 」 を 加 え , 同 条 第 125 号 中 「 第 3 条 」 を 「 第 3 条 第 1 項 」 に , 「 第 20 条 」 を 「 第 21 条 第 1 項 」 に , 「 不 定 期 航 路 事 業 の 届 出 を し た 者 」 を 「 旅 客 不 定 期 航 路 事 業 の 許 可 を 受 け た 者 , 同 法 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 一 般 不 定 期 航 路 事 業 の 登 録 を 受 け た 者 」 に , 「 第 21 条 」 を 「 第 23 条 第 1 項 」 に , 「 旅 客 不 定 期 航 路 事 業 の 許 可 を 受 け た 者 」 を 「 貨 物 専 用 不 定 期 航 路 事 業 の 届 出 を し た 者 」 に 改 め , 同 条 第 133 号 中 「 の 規 定 に よ る 」 を 「 に 規 定 す る 実 施 計 画 に 従 っ て 実 施 す る 」 に 改 め る 。

第 20 条 の 6 第 3 項 第 1 号 中 「 以 上 」 を 「 程 度 」 に 改 め る 。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 海上運送法等の一部を改正する法律 (令和 5 年法律第 24 号。以下「改正法」という。)附則第 3 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 引 き 続 き 小 型 船 舶 旅 客 不 定 期 航 路 事 業 を 営 む こ と が で き る 場 合 に お い て は , そ の 者 を 海 上 運 送 法 (昭 和 24 年 法 律 第 187 号) 第 21 条 第 1 項 の 許 可 を 受 け た 者 と み な し て , 改 正 後 の 県 立 自 然 公 園 条 例 施 行 規 則 (以 下 「 改 正 後 の 規 則 」 と い う 。) 第 17 条 第 125 号 の 規 定 を 適 用 す る 。
- 3 改正法附則第 6 条 第 5 項 の 規 定 に よ り 引 き 続 き 人 の 運 送 を す る 不 定 期 航 路 事 業 を 営 む こ と が で き る 場 合 に お い て は , そ の 者 を 改 正 法 第 3 条 の 規 定 (改 正 法 附 則 第 1 条 第 5 号 に 掲 げ る 改 正 規 定 を 除 く 。) に よ り 改 正 後 の 海 上 運 送 法 第 22 条 第 1 項 の 登 録 を 受 け た 者 と み な し て , 改 正 後 の 規 則 第 17 条 第 125 号 の 規 定 を 適 用 す る 。

鹿児島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 43 号

鹿 児 島 県 自 然 環 境 保 全 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 自 然 環 境 保 全 条 例 施 行 規 則 (昭 和 49 年 鹿 児 島 県 規 則 第 10 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 19 条 第 16 号 ク 中 「 第 3 条 」 を 「 第 3 条 第 1 項 」 に ， 「 第 20 条 」 を 「 第 21 条 第 1 項 」 に ， 「 不 定 期 航 路 事 業 の 届 出 を し た 者 」 を 「 旅 客 不 定 期 航 路 事 業 の 許 可 を 受 け た 者 ， 同 法 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 一 般 不 定 期 航 路 事 業 の 登 録 を 受 け た 者 」 に ， 「 第 21 条 」 を 「 第 23 条 第 1 項 」 に ， 「 旅 客 不 定 期 航 路 事 業 の 許 可 を 受 け た 者 」 を 「 貨 物 専 用 不 定 期 航 路 事 業 の 届 出 を し た 者 」 に 改 め る。

附 則

- 1 この規則は，公布の日から施行する。
- 2 海上運送法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 2 項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては，その者を海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 21 条第 1 項の許可を受けた者とみなして，改正後の鹿 児 島 県 自 然 環 境 保 全 条 例 施 行 規 則 (以 下 「 改 正 後 の 規 則 」 と い う 。) 第 19 条 第 16 号 ク の 規 定 を 適 用 す る。
- 3 改正法附則第 6 条第 5 項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては，その者を改正法第 3 条の規定（改正法附則第 1 条第 5 号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の海上運送法第 22 条第 1 項の登録を受けた者とみなして，改正後の規則第 19 条第 16 号クの規定を適用する。